

久米南町農業委員会の委員候補者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久米南町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成28年久米南町条例第30号）の規定に基づき、久米南町農業委員会の委員（以下「委員」という。）となるべき候補者を選任する手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び応募の資格)

第2条 委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、かつ農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 久米南町の職員でない者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。
- (2) 法第8条第4項各号に該当しない者
- (3) 満20歳以上である者

(推薦又は募集の手続等)

第3条 法第9条第1項の規定による推薦をし、又は募集に応募する者は、農業委員会の委員推薦・応募書（様式第1号。以下「推薦・応募書」という。）に記載し、持参又は郵送により町長に提出するものとする。

2 法人又は団体以外の者が推薦するときは、推薦日において満20歳以上の者3人以上の連名によるものとする。

3 推薦・応募書の提出に当っては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 募集に応募する場合 同意書（様式第2号）
- (2) 推薦の場合 推薦を受ける者の農業委員会の委員候補者推薦承諾書（様式第3号）及び同意書（様式第2号）又は法人若しくは団体の規約の写し

4 町長は、前項に規定する書類以外に書類の提出を求めることができる。

(推薦又は募集の期間)

第4条 推薦又は募集の期間は、令和8年3月2日から同年4月1日までとする。

(候補者の決定)

第5条 町長は、久米南町農業委員会委員選考委員会に対し、第3条の規定に基づき推薦又は募集に応募した候補者の中から、委員となるべき候補者の選考を求めるものとし、その答申を尊重して、委員となるべき候補者を決定する。

(委員の補充)

第6条 委員について、罷免、失職及び辞任により委員の欠員が定数6分の1を超えた場合は、この要領に定める手続に基づき、速やかに当該欠員の全部又は一部について補充すべ

き候補者の選考をしなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月24日から施行する。